

## 公益社団法人 佐世保市シルバー人材センター 役員の報酬等及び費用に関する規程

### (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益社団法人佐世保市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第 29 条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とし、週 3 日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（日当及び宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第 3 条 センターは、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とし、非常勤役員に対しては理事会及び専門部会出席等、必要的都度、定額を支給することができる。
- 3 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第 4 条 常勤役員の報酬は、別表 1「常勤役員の年間報酬総額」に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、一人 1 日当たり 4,444 円以内とし、理事会の承認を得て、決定するものとする。

### (報酬等の支給日)

第 5 条 常勤役員の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は職員を対象とする給与規程を準用するものとする。

2 非常勤役員に対する報酬は、理事会及び専門部会出席等、必要な都度支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 常勤役員に対する報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 非常勤役員に対する報酬等は、現金により支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 7 条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いをするものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 8 条 センターは、この規程をもって、公益認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 社団法人佐世保市シルバー人材センター役員報酬規程は廃止する。

附 則

1 この規程は、平成 25 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 常勤役員の年間報酬総額

(1) 理事長	250 万円までの範囲内
(2) 常務理事	200 万円までの範囲内 但し、常務理事が事務局長を兼務する場合は除く。